

ゼロ
三重県飲酒運転0をめざす年次報告書
(令和2年度の施策実施状況)



令和3年 10 月

三 重 県

はじめに

県では、平成 18 年をピークに飲酒運転事故件数、検挙件数とも減少傾向にあるものの未だ根絶には至っていません。

飲酒運転の根絶のためには、公務に携わる者が率先して取り組むことはもちろん、県民一人ひとりが飲酒運転は、大切な命を奪う重大な事故に直結する危険な行為であることを深く認識するとともに、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い自覚を持って取り組まなければなりません。

このため、平成 25 年 7 月に、「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例」（以下「条例」という。）を施行し、県の責務、県民や事業所の努力といった各主体の役割を明らかにして、規範意識の定着と飲酒運転の再発防止という基本方針の下に、飲酒運転のない社会づくりを決意したところであり、県、県民等が一致協力し、飲酒運転を根絶するための取組を推進していく必要があります。

この年次報告書は、条例第 6 条第 4 項の規定に基づく「第 2 次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（平成 28 年度～令和 2 年度）において、県等が行う施策の実施状況についてとりまとめ、公表を行うことで県内の飲酒運転の状況と飲酒運転根絶に向けた取組を県民の皆さんにより深く理解していただき、現状と課題に対する共通認識を持つことにより、今後の施策へ反映していこうとするものです。

（参考）三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例（抄）

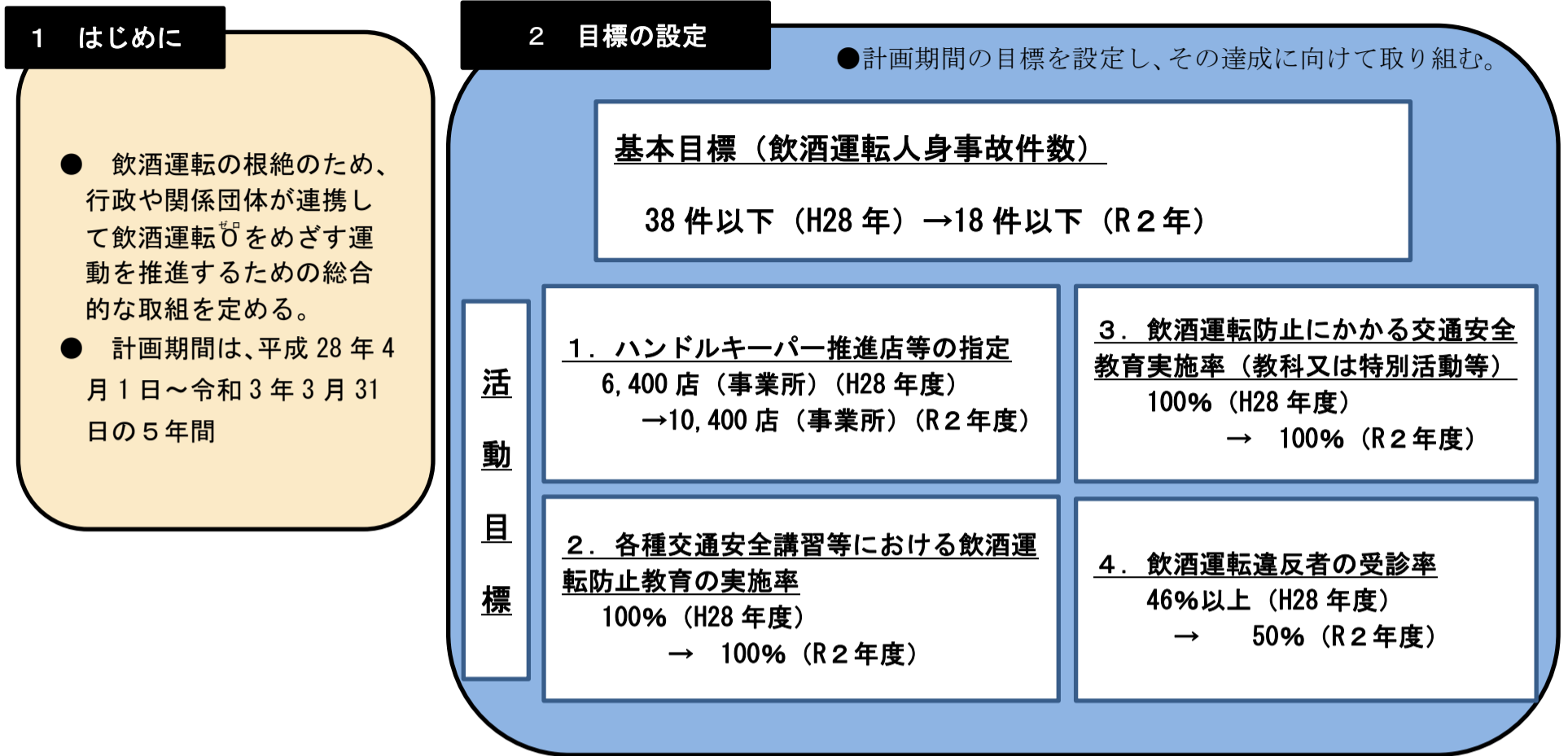
第 6 条第 4 項

知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

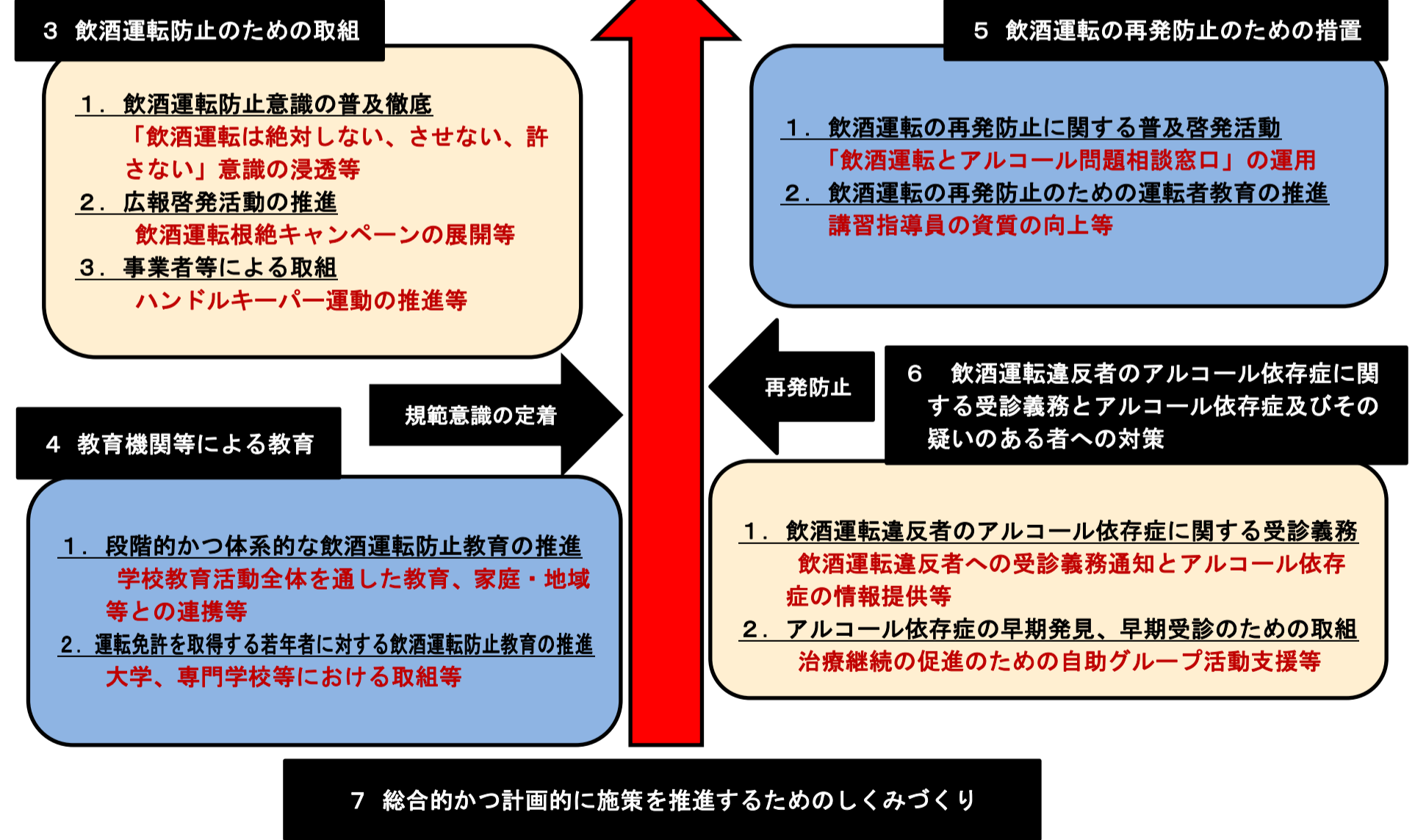
目 次

第1 「第2次三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」の概要	1
第2 三重県の飲酒運転の現状	
1 飲酒運転による人身事故の発生状況	2
2 飲酒運転違反取締件数	2
第3 令和2年度の数値目標達成状況と課題	
1 基本目標	4
2 活動目標	5
第4 「第2次三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」に基づく令和2年度 ^{ゼロ} の取組と課題	
1 基本計画に定める4つの基本方針	7
2 基本方針の取組（成果と課題）	7
第5 今後の取組方向	
1 規範意識の定着	12
2 飲酒運転の再発防止	13
第6 「第2次三重県飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす基本計画」に基づく令和2年度 ^{ゼロ} の具体的な取組状況	
I 飲酒運転防止のための取組	
1 飲酒運転防止意識の普及徹底	14
2 広報啓発活動の推進	18
3 事業者等による取組	20
II 教育機関等による教育	
1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	26
2 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	29
III 飲酒運転の再発防止のための措置	
1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動	30
2 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進	31
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	
1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務	32
2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	33
V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり	
1 県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進	37
2 相談体制の確立	37
3 情報提供	37
4 飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす推進運動の日	38
5 表彰	38
6 実施状況の報告と公表	38
○ 参考資料	
1 令和2年10月1日 三重県知事定例会見 「『飲酒運転 ^{ゼロ} （ゼロ）をめざす条例』の取組成果」	39
2 三重県交通対策協議会 飲酒運転 ^{ゼロ} をめざす部会の構成	43

第1 「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」の概要



飲酒運転^{ゼロ}へ ～STOP！飲酒運転 in みえ～



- 関係機関・団体による県民総ぐるみ運動
- 相談体制の確立
- 積極的な情報提供
- 飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日〔12/1〕
- 表彰
- 報告・公表

第2 三重県の飲酒運転の現状

1 飲酒運転による人身事故の発生状況

県内の飲酒運転による人身事故発生件数は、平成19年9月に施行された改正道路交通法の罰則強化により減少しはじめ、令和2年の年間発生件数は37件（対前年比1件増加）となりました。

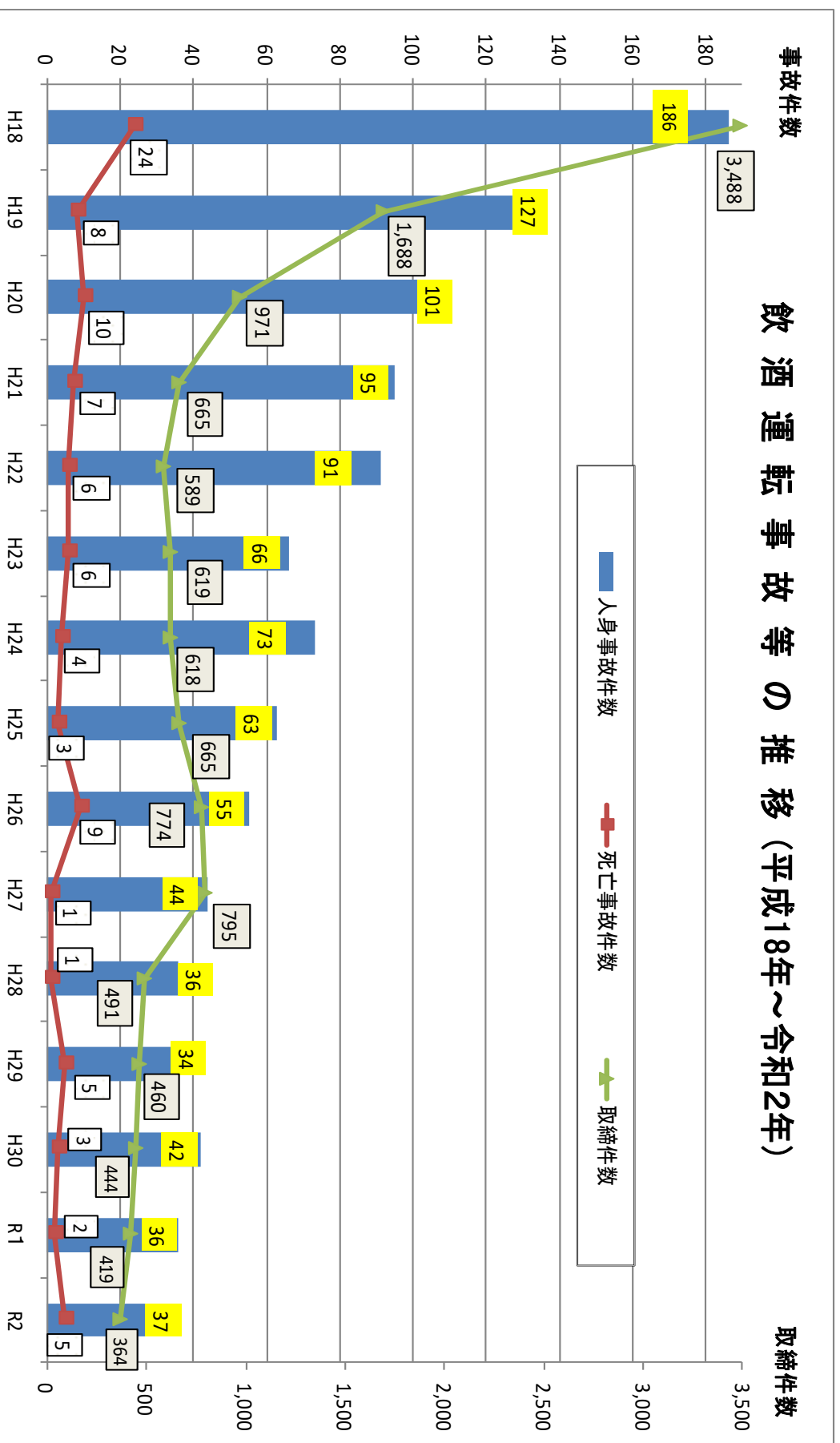
また、死亡事故件数については、5件（対前年比3件増加）でした。

2 飲酒運転違反取締件数

県内の飲酒運転違反取締件数は、平成25年の「飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」施行後、全国平均よりも高い減少率を記録しており、令和2年時点で、条例施行前年の平成24年と比べ40%以上の減少率となっています。

しかし、令和2年においてもいまだに364件（対前年55件減少）の飲酒運転違反が検挙されている現状にあります。

飲酒運転事故等の推移 (平成18年～令和2年)



第3 令和2年度の数値目標達成状況と課題

県では、飲酒運転^{ゼロ}をめざし、平成26年度に「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」を策定し、さらに平成28年度に「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定しました。

基本計画の計画期間において、県、警察本部、市町、関係機関・団体の連携などにより、県民、事業所、行政が一体となった飲酒運転根絶に向けた取組を着実に推進するため、1つの基本目標と4つの活動目標を設定しています。

令和2年度において、目標を達成することができた項目は、「各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率」、「飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科または特別活動等）」及び「飲酒運転違反者の受診率」という3項目で、達成できなかった項目は、基本目標である「飲酒運転人身事故件数」と「ハンドルキーパー推進店等の指定」の2項目でした。

1 基本目標

飲酒運転人身事故件数

設定の考え方・・・飲酒運転が0になることをめざして、毎年5件以上の減少をめざします。

飲酒運転人身事故件数の推移

（単位：件）

	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
目標値		53	43	38	33	28	23	18
実績値	63	55	44	36	34	42	36	37
達成状況		0.96	0.98	1.00	0.97	0.67	0.64	0.49

○ 課題と対応

平成25年7月に施行された条例による取組の成果として、年間の飲酒運転人身事故件数は、平成25年の63件から大幅に減少しており、平成25年以降の県の減少率は、全国平均減少率を大幅に上回る状態に改善していますが、令和2年の発生件数は37件と、目標値である「18件以下」を達成することはできませんでした。

このように、飲酒運転人身事故は、大幅に減少しているものの、いまだに飲酒運転違反者が存在しているため、引き続き条例の基本方針である規範意識の定着、飲酒運転の再発防止に努めるとともに、警察本部においては、飲酒運転による交通事故の分析に基づく交通指導取締りを推進していきます。

2 活動目標

(1) ハンドルキーパー推進店等の指定

設定の考え方・・・全ての飲食店・酒類販売店等の指定をめざし、年間1,000店以上の指定をめざします。

ハンドルキーパー推進店等指定の推移 (単位：店(事業所))

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
目標値		3,900	5,400	6,400	7,400	8,400	9,400	10,400
実績値	2,400	4,246	5,181	5,628	6,558	7,426	8,296	8,920
達成状況		1.00	0.96	0.88	0.89	0.88	0.88	0.86

○ 課題と対応

令和2年度の実績値は624店(事業所)、累計実績値は8,920店(事業所)と、目標値である10,400店(事業所)は達成できませんでした。

ハンドルキーパー推進店等の指定については、(一財)三重県交通安全協会や警察本部が、飲食店や事業所に対して行うもののほか、三重県小売酒販組合連合会の各地区小売酒販組合が開催する酒類販売管理研修(法定研修)の受講者(飲食店等)に対して、くらし・交通安全課が行うものがあります。

指定の際には、条例に基づく事業所の取組について指導しており、目標達成のため、今後も広くハンドルキーパー運動の普及啓発に努めていきます。

(2) 各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育の実施率

設定の考え方・・・受講者に応じた飲酒運転防止内容を取り入れ100%実施をめざします。

各種交通安全講習等における飲酒運転防止教育実施率の推移 (単位：%)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
目標値		100	100	100	100	100	100	100
実績値		100	100	100	100	100	100	100
達成状況		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

○ 課題と対応

各種の交通安全講習(運転免許取得時講習・更新時講習・取消処分者講習・停止処分者講習・高齢者講習・安全運転管理者等講習、その他関係機関・団体が行う交通安全講習)においては、飲酒運転防止教育を必ず取り入れて実施することにより、目標値を達成することができました。

今後も、受講対象に応じた飲酒運転防止教育を実施していきます。

(3) 飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率（教科または特別活動等）

設定の考え方・・・小学校、中学校、高等学校において、発達段階に応じた飲酒運転防止に関する教育実施率 100%をめざします。

飲酒運転防止にかかる交通安全教育実施率の推移 (単位：%)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
目標値		100	100	100	100	100	100	100
実績値		100	100	100	100	100	100	100
達成状況		1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

○ 課題と対応

県教育委員会は、小学校、中学校、高等学校に対して、地区別生徒指導連絡協議会や各種研修会において、学校における飲酒運転の根絶に関する教育の必要性を伝達しました。

保健の学習等において、飲酒運転の根絶に関連する指導を行った（実施予定を含む）と回答した学校は、小学校、中学校、高等学校で100%と前年度に引き続き目標値を達成することができました。

今後も各学校において、児童、生徒の発達段階に応じた飲酒運転防止教育が継続的に実施され、飲酒運転根絶の規範意識が醸成されるよう働きかけていきます。

(4) 飲酒運転違反者の受診率

設定の考え方・・・飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診率 50%以上をめざします。

飲酒運転違反者の受診率の推移 (単位：%)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
目標値				46	47	48	49	50
実績値		45.2	43.7	37.8	42.0	46.8	47.3	51.2
達成状況				0.82	0.89	0.98	0.97	1.00

○ 課題と対応

令和2年度の実績値は51.2%と、初めて目標を達成することができました。

県は公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、指定医療機関を案内した書面を添付のうえ受診通知を発出し、受診報告期限の60日を経過しても、報告がない場合には、受診勧告を行いました。

また、令和3年8月に策定した「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」には、さらに受診率を向上させるため、受診勧告を行った後、40日を経過しても受診した旨の報告がない飲酒運転違反者には再勧告を実施することを新たに盛り込みました。

今後も、アルコール依存症及び多量飲酒者の早期発見、早期受診のため、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者や家族からの相談に対して適切な助言指導を行う等、飲酒運転違反者の受診率が向上するよう働きかけていきます。

第4 「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づく令和2年度^{ゼロ}の取組と課題

基本計画では、条例の柱とする方針である「規範意識の定着」と「飲酒運転の再発防止」に枠組みした4つの基本方針を策定し、飲酒運転根絶への取組を推進することとしています。

1 基本計画に定める4つの基本方針

条例の柱とする方針	第2次基本計画の基本方針
規範意識の定着	<p>○飲酒運転防止のための取組</p> <p>県民一人ひとりに「飲酒運転は絶対にしない、させない、許さない」という意識の定着のための教育、啓発活動を推進</p> <p>○教育機関等による教育</p> <p>教育機関等における飲酒運転^{ゼロ}をめざす教育及び啓発を推進</p>
飲酒運転の再発防止	<p>○飲酒運転の再発防止のための措置</p> <p>飲酒運転をした者等に対し、再発防止のための教育を実施</p> <p>○飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アルコール依存症等の知識の普及及び飲酒運転との関係についての啓発を推進 ・飲酒運転違反者に対する受診通知とアルコール依存症に関する情報提供を実施

2 基本方針の取組（成果と課題）

(1) 飲酒運転防止のための取組

ア 飲酒運転防止意識の普及徹底

「三重県交通安全県民運動実施要綱」の重点目標の一つに「飲酒運転等の根絶」を掲げ、四季の交通安全運動における啓発のほか、関係機関・団体による交通安全啓発活動、飲酒運転違反取締り、ハンドルキーパー

運動の普及など、様々な手段・方法で飲酒運転防止意識の醸成を行いました。

イ 広報啓発活動の推進

県は、飲酒運転の根絶をめざすための広報啓発活動の一環として、関係機関・団体と連携し、飲酒運転^{ゼロ}をめざす啓発事業を実施しました。

この取組では、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という規範意識の定着と飲酒運転の再発防止を目的として、多くのドライバーが訪れる道の駅において、スローガン「STOP！飲酒運転 in みえ～根絶の一步はあなたの自覚から～」を展開し、広報啓発活動を行いました。

また、ラジオ放送やテレビ放送等の各種メディアの活用、啓発用ポスター・チラシの作成・配布、四季の交通安全運動に合わせた広報啓発活動等を行いました。

※《令和2年度の啓発事業実施状況》

- 飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日（12月1日）街頭キャンペーン
開催日：令和2年12月1日（火）
開催場所：道の駅 津かわげ
内 容：飲酒運転^{ゼロ}をめざす条例の周知、飲酒運転の撲滅意識の醸成を図るため、啓発チラシ・啓発物品を配布
実施者：県、警察本部、（一財）三重県交通安全協会
（公社）三重県断酒新生会
参加者：約200名

- 新型コロナウイルス感染症への対応
啓発事業については、各季の交通安全運動等の機会を捉え、関係機関・団体と連携・実施してきましたが、令和2年度中は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、対面型行事が多数中止となりました。
このことから、新たな情報発信の方法として、秋の全国交通安全運動時に啓発メッセージ動画を制作し、動画配信サイト「YouTube」で配信するなどして啓発を行いました。

ウ 事業者等による取組

- （ア）（一社）三重県タクシー協会、（一社）三重県トラック協会、（公社）三重県バス協会では、従業員に対する飲酒運転防止教育の実施、始業点呼時等におけるアルコールチェッカーを使用した飲酒検知の実施等について事業所への指導を徹底しました。
- （イ）中部運輸局三重運輸支局では、バス、タクシー、トラック運送事業者に対する監査を実施し、アルコール検知器の設置状況や点呼の実施状況の確認を行い、飲酒運転防止の徹底を指導しました。

- (ウ) (一社) 三重県安全運転管理協議会では、酒酔い体験ゴーグル、アルコールチェッカー、交通安全教育DVDの貸出を行い、事業所における飲酒運転根絶意識の向上を図りました。
- (エ) (公財) 三重県生活衛生営業指導センターでは、店舗巡回訪問時に自動車運転代行もしくは公共交通機関の利用、及びハンドルキーパー運動の普及に係る呼び掛けを行いました。
- (オ) 三重県小売酒販組合連合会では、酒類販売店への啓発ポスターの掲示、酒類販売関係者へのチラシの配布を通じ啓発活動を行いました。
また、県は、同連合会と連携し、酒類販売管理研修の受講者に対して、事業者による飲酒運転防止の徹底(来店者への声かけ)を呼び掛けました。
- (カ) (公社) 三重断酒新生会では、啓発チラシ等を作成し、県内の警察や運転免許センター来所者への配布を行い、飲酒運転撲滅に向けた啓発を行いました。

[課題]

条例施行後の飲酒運転人身事故件数は減少しており、全国平均減少率を大きく上回る減少率を記録するなど条例制定の効果が表れています。
しかし、飲酒運転を根絶するには、更なる飲酒運転防止意識の高揚を図る必要があることから、関係機関・団体が連携し、取組を進めていく必要があります。

(2) 教育機関等による教育

ア 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進

- (ア) 県教育委員会では、地区別生徒指導連絡協議会や各種研修会において、条例の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転の根絶をめざす教育の必要性を伝えました。
- (イ) 交通安全教育実施機関においては、受講者の年齢に応じた研修等を実施しました。

イ 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進

- (ア) 運転免許講習等実施機関では、高齢者講習、運転免許取得時講習、初心運転者講習等で飲酒運転防止教育を実施しました。
- (イ) 三重県小売酒販組合連合会では県内の大学、短期大学等の新入学生に対して20歳未満飲酒防止等に関する冊子配布による飲酒運転防止教育(啓発)を実施しました。

[課題]

飲酒運転の根絶をめざすには、幼少期から発達段階に応じた「飲酒とアルコール問題」に関する交通安全教育を実施する必要があると、飲酒が身体に及ぼす影響や飲酒運転の悪質性や危険性について理解させることで規範意識を定着させる必要があります。

(3) 飲酒運転の再発防止のための措置

ア 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」では、専門の相談員が、飲酒運転違反者や家族からの相談に対して適切な助言指導を行う等、アルコール依存症に関する受診率の向上に努めました。

イ 飲酒運転の再発防止のための運転者教育の推進

警察本部では、運転免許取消処分者講習、運転免許停止処分者講習で飲酒運転の再発防止のための運転者教育を推進しました。

また、講習実施機関の講習指導員に対し研修を行い、講習時の飲酒運転防止教育の徹底を図りました。

[課題]

飲酒運転の再発防止には、違反者本人が「二度としない」という強い自覚を持つことと、家族や周囲の者の協力により、飲酒運転を未然に防止する環境を整えていく必要があります。

(4) 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策

ア 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務

県では、公安委員会から情報提供を受けた飲酒運転違反者に対して、指定医療機関を案内した書面を添付して、毎月受診義務通知を发出するとともに、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者やその家族等からの相談に対して適切な助言指導を行い、受診率の向上に努めました。

令和2年度においては、受診通知(381件)に対する受診報告数は151件、勧告通知(244件)に対する受診報告数は44件で、合計受診率は51.2%となり、令和2年度の目標数値である50%を達成することができました。

○ 受診（勧告）通知に対する受診報告件数の状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
	平成 27 年 7 月 15 日時点	平成 28 年 7 月 15 日時点	平成 29 年 7 月 15 日時点	平成 30 年 7 月 15 日時点
通知書送付数 (前年同対比)	542 件	744 件 (+202 件)	473 件 (-271 件)	436 件 (-37 件)
受診報告数 (受診率)	203 件 (37.5%)	269 件 (36.2%)	150 件 (31.7%)	150 件 (34.4%)
勧告書送付数 (構成率)	254 件 (46.9%)	362 件 (48.7%)	230 件 (48.6%)	282 件 (64.7%)
受診報告数 (受診率)	42 件 (16.5%)	56 件 (15.5%)	29 件 (12.6%)	33 件 (11.7%)
合計報告数 (受診率)	245 件 (45.2%)	325 件 (43.7%)	179 件 (37.8%)	183 件 (42.0%)

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
	令和元年 7 月 15 日時点	令和 2 年 7 月 15 日時点	令和 3 年 7 月 15 日時点
通知書送付数 (前年同対比)	417 件 (-19 件)	395 件 (-22 件)	381 件 (-14 件)
受診報告数 (受診率)	161 件 (38.6%)	136 件 (34.4%)	151 件 (39.6%)
勧告書送付数 (構成率)	250 件 (60.0%)	251 件 (63.5%)	224 件 (58.8%)
受診報告数 (受診率)	34 件 (13.6%)	51 件 (20.3%)	44 件 (19.6%)
合計報告数 (受診率)	195 件 (46.8%)	187 件 (47.3%)	195 件 (51.2%)

○ 飲酒運転防止相談窓口（平成 26 年 4 月 1 日設置）における相談件数の状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
H26 年度	4	3	6	10	5	8	4	7	13	9	23	19	111
H27 年度	17	19	16	15	18	12	14	13	16	13	15	12	180
H28 年度	9	10	15	8	9	12	9	13	7	11	11	12	126
H29 年度	12	2	10	8	10	6	8	4	8	9	8	6	91
H30 年度	15	11	7	6	10	11	10	6	8	6	5	8	103
R 元年度	6	6	11	11	4	8	7	3	5	10	12	10	93
R 2 年度	5	4	3	7	15	10	14	10	11	8	10	4	101

イ アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組

(ア) 県では、アルコール依存症の早期発見のため、専門的な検査を受けられる医療機関を33機関指定しています。

(イ) 警察本部では、運転免許取得・更新時に受理する質問票に基づき、個別聴取を行い、アルコール依存症の把握に努めるとともに、申告がある申請者に対して、医療機関での受診を助言しました。

また、飲酒運転により運転免許停止処分を受けた者に対しては、運転免許証返還時の受診促進に努めました。

そのほか、取消処分者講習受講者226人に対して、アルコール・スクリーニングテストを実施し、アルコール依存度を自覚させた飲酒運転防止対策を実施しました。

(ウ) (公社)三重断酒新生会では、県内各地に酒害相談員を配置し、電話相談窓口で、「アルコール依存症及び飲酒運転」に関する相談に対応しました。

令和2年度中に19回の酒害相談に対応した結果、アルコール依存症からの回復をめざして、9名が三重断酒新生会に入会しました。

[課題]

県が令和元年に実施した「指定医療機関で受診した飲酒運転違反者の状況調査」の結果から、アルコール依存症の飲酒運転違反者が7%、アルコール依存症の疑いまたはアルコール乱用の飲酒運転違反者が60%と、受診した飲酒運転違反者の67%にアルコール依存症またはその疑いがあることが明らかになったことから、早期受診を促し、治療につなげることでアルコール依存症等からの回復を図ることが飲酒運転の再発防止に効果が高いと考えられます。

そのため、受診通知の発出とともに飲酒運転違反者やその家族等からの相談への対応により、早期受診、早期治療につなげていく必要があります。

また、受診率のさらなる向上に向け、条例の趣旨やアルコール依存症に関する正しい知識の普及、指定医療機関の追加等、受診しやすい環境整備を推進する必要があります。

第5 今後の取組方向

1 規範意識の定着

(1) 飲酒運転防止のための取組

飲酒運転の根絶のため、四季の交通安全運動における啓発、飲酒運転^{ゼロ}0をめざす啓発事業のほか、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、メディア等を活用した広報啓発活動を積極的に推進していきます。

「第3次三重県飲酒運転^{ゼロ}0をめざす基本計画」で新たに目標に掲げた企業等における飲酒運転防止に向けた教育を促進するとともに、「飲酒運転^{ゼロ}0

をめざす運動」のスローガンである「STOP!飲酒運転 in みえ」を展開し、飲酒運転防止意識の更なる浸透と高揚を図ります。

(2) 教育機関等による教育の普及

将来にわたって飲酒運転の根絶をめざすためには、小学校から高等学校、また、飲酒を始める時期でもある大学において、飲酒が身体に及ぼす影響や飲酒運転の悪質性、危険性について正しい知識の習得が行われるよう、継続して働きかけを行っていきます。

2 飲酒運転の再発防止

(1) 飲酒運転の再発防止のための措置

飲酒運転再発防止に向けて「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」への飲酒運転違反者や家族等からの相談に対して、アルコール依存症に関する受診義務の履行を促すほか、飲酒運転防止意識の醸成・定着に向けた適切な助言指導に取り組んでいきます。

また、適切な講習・指導が行われるよう講習実施機関の講習指導員へ働きかけを行い、違反者に対する規範意識の醸成を図ります。

(2) 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策

飲酒運転につながるおそれがあるアルコール依存症の早期発見のため、広く県民に対してアルコール依存症に関する正しい知識の普及を図るとともに、家族や事業所などの周囲の者が適切に対応できるよう対応方法や相談窓口の周知に努めていきます。

「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者及び家族等に対する助言指導により受診義務の履行を促すほか、保健所等において、アルコール依存症に関する相談を受けた場合には、アルコール専門医療機関と連携して支援を行い、アルコール依存症の早期治療へつなげていくとともに、「第3次三重県飲酒運転0^{ゼロ}をめざす基本計画」に新たに盛り込んだ、受診勧告後40日を経過しても受診報告がない飲酒運転違反者には再勧告を行い、受診率のさらなる向上に努めます。

また、受診しやすい環境を整えるため、指定医療機関の拡大を図るとともに医療機関、自助グループ等の関係機関・団体と連携し、アルコール健康障害やアルコール関連問題の知識の普及・啓発と理解の促進に努めていきます。

そのほか、アルコール健康障害対策基本法（平成26年6月施行）に基づく「三重県アルコール健康障害対策推進計画（平成29年3月施行）」により、アルコール関連問題の解決・予防に向けて警察本部、市町、医療機関、行政機関との連携を図り、総合的かつ計画的な取組を進めていきます。

第6 「第2次三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づく令和2年度の具体的な取組状況

(基本計画の体系に基づき記載 大項目5-中項目15-小項目51)

I-1

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(1) 交通安全教育やアルコール依存症と飲酒運転に関する知識の普及	県は、飲酒運転の根絶に向けて運転免許更新時講習をはじめ、さまざまな機会を通して、交通安全教育やアルコール依存症と飲酒運転に関する知識の普及徹底に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 三重県交通安全県民運動実施要綱に飲酒運転の根絶を重点目標として定めたほか、酒類販売管理研修会や様々な機会を通して、条例の周知に係る講話等を実施しました。 【環境生活部】 ○ 運転免許更新時講習受講者 224,519 人に対し、飲酒運転防止教育を実施しました。 【警察本部】 ○ 9月及び3月に事故防止セミナーを開催し、経営者、管理者に飲酒運転の危険防止についての教育を行いました。 【(一社)三重県トラック協会】
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(2) 飲酒運転根絶キャンペーンの推進	県は、各種交通安全運動等の機会を捉えて、関係機関・団体と連携し、飲酒運転根絶のためのキャンペーンを推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 12月1日に、道の駅津かわげにおいて、キャンペーンを行い、来訪者に対し、啓発物品、啓発チラシ等 200 個を配付し、飲酒運転の根絶を呼び掛けました。 【環境生活部】 【医療保健部】 【警察本部】 【三重県交通安全協会】 【(公社)三重断酒新生会】 ○ 関係機関・団体と連携し、県公式 YouTube チャンネル、ラジオ、テレビ CM 等のメディアを活用した飲酒運転根絶に向けた啓発活動を展開しました。 【環境生活部】 ○ 県・市町や企業と連携してポスター掲示やチラシ配布などの広報活動を展開し、飲酒運転根絶の機運醸成に努めました。 【警察本部】 ○ トラックの日(10月9日)の関連行事として南紀支部で飲酒運転根絶キャンペーンを実施したほか、四季の交通安全運動の機会に会員に啓発チラシを配布し、飲酒運転根絶に向けた啓発を実施しました。 【(一社)三重県トラック協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(3) 飲酒運転の危険性、飲酒運転事故実態の周知	県は、テレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用して、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態等の周知を図ります。	○ マスメディア（テレビスポット放送、ラジオスポット放送）を活用し、飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例、飲酒運転の危険性、飲酒運転事故実態の周知に努めました。 【環境生活部】
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(4) 交通指導取締り、広報啓発、飲食店に対する指導及び交通安全教育の推進	警察は、飲酒運転による交通事故実態等分析に基づいた交通指導取締りや周辺者の責任追及を徹底するとともに、県、市町、関係機関・団体と連携し、広報啓発活動や飲食店業者等に対する指導及び交通安全教育を推進します。	○ 飲酒運転による交通事故実態の分析に基づき、飲酒運転を重点とした交通指導取締りを推進した結果、令和2年中、飲酒運転364件、飲酒運転周辺者三罪（車両等提供罪、酒類提供罪及び同乗罪）44件を検挙しました。 ○ 四季の交通安全運動の重点に「飲酒運転の根絶」を盛り込み、出発式や街頭キャンペーン等による広報啓発活動を実施しました。 ○ 安全運転管理者等講習や企業を対象とした交通安全教育において、飲酒運転の悪質性・危険性を周知しました。 ※ 企業を対象とした交通安全教室実施回数：204回 受講者数：6,560人 【警察本部】 ○ 各地区交通安全協会主催の各種交通安全教室において、飲酒運転根絶をテーマにしたDVDの上映等を通じて、飲酒運転の危険性を訴え、飲酒運転根絶に向けた実践的な交通安全教育を推進しました。 【(一財)三重県交通安全協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(5) 情報提供、ハンドルキーパー運動やアルコール依存症の知識の普及、相談窓口の周知	県、警察、市町等は、事業者における社員教育、老人会等の地域における啓発・教育について働きかけを行うとともに、必要な情報提供等を行い、取組を支援します。 また、酒類提供事業者に対する啓発やハンドルキーパー運動及びアルコール依存症に関する知識の普及、相談窓口の周知に取り組みます。	<p>○ 三重県小売酒販組合連合会の酒類販売管理研修（30回）に参加し、受講者の酒類販売管理者に対して条例の周知と飲酒運転の恐ろしさや飲酒運転事故の悲惨さを訴えかける研修会を実施しました。 また、啓発活動や講習の機会を通じ、相談窓口の周知に努めました。 ※ 酒類販売管理研修受講者数（販売店数）624店 【環境生活部】</p> <p>○ 飲酒運転による交通事故発生状況を県警ホームページに毎月登載するなど、県民に対し情報提供を行いました。 【警察本部】</p> <p>○ 企業、事業所等からの要請を受け、嘱託講師または講習担当者を派遣し、飲酒運転の根絶や交通事故防止等の交通安全教育を実施しました。 ・実施実績： 12回 ・対象者数： 131人 【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p> <p>○ 計画した酒類販売管理研修について、新型コロナウイルス感染症拡大防止（政府の緊急事態宣言）ため4～5月の間研修が中止となりましたが、その後再開した研修では、飲酒運転撲滅への取組の周知（飲酒運転0をめざす条例に伴うお願いチラシ等の配布等）を行いました。</p> <p>○ ハンドルキーパー運動普及に向けた協力を依頼予定であった中央会開催の酒類販売管理研修のコア講師講習及び県連合会等開催の酒類販売管理研修の講師講習は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となりました。 【三重小売酒販組合連合会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(6) 公共交通機関の利用促進 ア 公共交通機関、自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及	関係機関・団体では、「飲んだら乗るな、乗るなら飲むな」の気運を高め、公共交通機関や自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及を行い飲酒運転根絶のための社会環境づくりに努めます。	○ 飲酒運転防止のため、公共交通機関、自動車運転代行業の利用促進、ハンドルキーパー運動の普及に努めました。 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 6月に開催した三重県生活衛生同業組合連合会理事会において、飲酒運転根絶への取組について、すべての組合員に周知するよう要請しました。 【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(6) 公共交通機関の利用促進 イ 自動車運転代行業の指導育成	警察では、自動車運転代行業の指導育成を図ることで利用促進に努めます。	○ 自動車運転代行業者に対する立入検査を実施しました。 ※ 令和2年中立入検査実施件数：76件 【警察本部】
I 飲酒運転防止のための取組	1 飲酒運転防止意識の普及徹底	(7) 飲酒運転 ^{ゼロ} 0宣言事業所の認証・公表	県は、飲酒運転 ^{ゼロ} 0宣言事業所の認証・公表など、事業所等における自主的な取組の推進について検討し、実施します。	○ 県ホームページで飲酒運転0宣言事業所について広報し、参加事業所の募集に努めました。 ※ 参加状況 ・ 令和2年度参加事業所 0事業所 ・ 累計参加事業所 27事業所 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	2 広報啓発 活動の推 進	(1) 飲酒運転 根絶に係 る広報・啓 発	県民、事業者、 行政等が連携 して、被害者の 声や違反者の 手記などを取 り入れた啓発 や飲酒運転に よる交通事故 等の実態を踏 まえた広報を 実施して、 「STOP!飲酒運 転 in みえ」と いうスローガ ンの積極的な 展開を図りま す。	<p>○ 酒類販売管理研修会において飲酒運転事故遺族の手記を取り入れた講話を実施し、飲酒運転の悲惨さを伝え、飲酒運転根絶の機運を高めました。</p> <p>○ スローガンを掲載した四季の交通安全運動実施要綱や、条例啓発用チラシ配布による広報啓発を行いました。 【環境生活部】</p> <p>○ 飲酒運転による交通事故発生時などにチラシを作成、配布し、広報啓発活動を実施しました。 【警察本部】</p> <p>○ 年末の交通安全県民運動期間中に、飲酒運転の根絶に係る広報啓発活動を実施しました。 【(一社)三重県自家用自動車協会】</p> <p>○ 協会内の支部と連携し、四日市市内の道路等において、ドライバーに飲酒運転根絶のメッセージを伝えるミルミルウェブ等の啓発PRを実施しました。 【(一社)三重県トラック協会】</p>
I 飲酒運転 防止のため の取組	2 広報啓発 活動の推 進	(2) 飲酒運転 0をめざ す推進運 動の日	毎年12月1日 を「飲酒運転0 をめざす推進 運動の日」と し、関係団体が 連携した啓発 活動等のキャ ンペーン等を 実施すること により、県民に 対する飲酒運 転根絶の気運 の醸成を図り ます。	<p>○ 「飲酒運転0(ゼロ)をめざす推進運動の日」に関係機関・団体が連携し、街頭キャンペーンを実施しました。 ※ 実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施場所：津市河芸町「道の駅津かわげ」 ・ 啓発対象者数：約200人 <p>【環境生活部】 【医療保健部】 【警察本部】 【(一財)三重県交通安全協会】 【(公社)三重断酒新生会】</p> <p>○ 12月1日に開催を予定していた「キャンペーン出発式」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。 【(一社)三重県安全運転管理協議会】 【(一社)三重県自家用自動車協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	2 広報啓発 活動の推 進	(3) 多様な広 報媒体を 活用した 広報啓発	県、警察、市町、 関係機関・団体 等は、県民一人 ひとりに対して 飲酒運転 ^{ゼロ} をめ ざす推進運動の 周知を図るため、 テレビ、 ラジオ、新聞、 インターネット 等の広報媒体を 活用するほか 様々な広報誌、 ポスター・チラ シ、ホームページ、 SNS等による 広報啓発を 実施します。 また、四季の交 通安全県民運動 における取組 や、家庭、学校、 地域や職場等が 一体となったキ ャンペーンの実 施、あらゆる機 会を活用した広 報啓発の実施な ど、効果的な広 報啓発を実施し ます。	<p>○ 県警公式ツイッター、ラジオ、スポット放送等を活用した広報を実施しました。</p> <p>○ 交通事故防止情報を毎月作成し、県内の登録事業所へメール送信し、情報提供を実施しました。また、送信メールと県警ホームページをリンクさせることで、受信者が県警ホームページ内の交通事故防止情報等を容易に閲覧できるようにしました。</p> <p style="text-align: right;">【警察本部】</p> <p>○ 各季の交通安全運動期間中に、FM三重のスポット放送及びFMラジオを活用し、ハンドルキーパー運動等の広報啓発活動を実施したほか、大型店舗等の放送設備を活用したアナウンス広報、協会HP、新聞紙面広告などにより、ハンドルキーパー運動の普及に努めました。</p> <p>○ 協会機関誌「交通安全みえ」（年5回発行）に飲酒運転根絶に関する記事を掲載して広報啓発を実施しました。</p> <p>○ ハンドルキーパー運動推進用チラシ・ポスターの配布を通じて飲酒運転根絶の広報啓発活動を展開しました。</p> <p style="text-align: right;">【(一財)三重県交通安全協会】</p> <p>○ 春・秋の交通安全運動期間中、バス・タクシー・トラック協会など関係18団体へ飲酒運転防止対策など、交通安全対策の徹底について周知を行いました。</p> <p>○ 飲酒運転防止啓発活動の実施を予定していた「みえ交通安全・環境フェスタ」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。</p> <p style="text-align: right;">【中部運輸局三重運輸支局】</p> <p>○ 機関誌（みえ自家用自動車新聞、毎月8000部発行）等を活用し、会員（自家用自動車ユーザー）等への情報提供を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)三重県自家用自動車協会】</p> <p>○ 協会のホームページでの広報を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">【(一社)三重県トラック協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(1) すべての事業者における取組 ア 業務上の飲酒運転防止	業務上車両を運転する者にアルコールチェッカーや面接による点検を実施するなど、従業員等が業務上飲酒運転を行うことを防止するための取組に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 業務中に自動車を運転する際には、運転する職員に対し、アルコール検知器を使用して、飲酒運転の防止を図りました。 【中部運輸局三重運輸支局】 ○ 事業所における点呼でのアルコール検知器の使用を周知徹底し、飲酒運転防止意識の高揚を図りました。 ○ 事業所におけるアルコール検知器導入に対する助成を行いました。 【(一社)三重県トラック協会】 ○ 乗務員だけでなく他の従業員に対してもアルコールチェッカーによる飲酒検査を徹底しました。 【(公社)三重県バス協会】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(1) すべての事業者における取組 イ 従業員への啓発	飲酒運転根絶ポスター等の掲示、ミーティング時の講話、社内報への掲載等による従業員への啓発の実施に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 協会から各運送事業者に向けての発送物に「飲酒運転根絶」の要請文等を入れるなど、トラック運送事業所における乗務員の指導教育の徹底を図りました。 ○ 協会独自の取組として、交通安全に積極的な取組を推進する「安全事業所」を募集した結果、113社3,209名が参加し、事業所をあげて飲酒運転防止や無事故無違反運転に取り組みました。 【(一社)三重県トラック協会】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(1) すべての事業者における取組 ウ ハンドルキーパー運動推進事業所への参加	飲酒運転根絶のため、ハンドルキーパー運動推進事業所への参加による従業員への飲酒運転防止意識の高揚に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ ハンドルキーパー運動推進店の指定を行いました。 ※ 推進店指定数 624店舗 累計8,920店舗 【環境生活部】 ○ 各警察署においてハンドルキーパー運動推進店等の指定を行いました。 ○ ハンドルキーパー運動の周知を図るため、タペストリーやチラシを作成し配布しました。 【警察本部】 ○ ハンドルキーパー運動推進店等の指定を推進しました。 【(一財)三重県交通安全協会】 ○ 協会広報誌を活用し、飲酒運転防止とハンドルキーパー運動の啓発を行いました。 【(一社)三重県トラック協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者等 による取 組	(1) すべての 事業者に おける取 組 エ 飲酒運転 根絶キャ ンペーン 等への協 力	県、警察、市町 等が実施する 飲酒運転根絶 キャンペーン 等への協力及 び従業員等の 参加を促すと ともに、会報等 への掲載によ る条例の周知 に努めます。	○ 交通安全教育、広報啓発活動を通じ、条例の周知に努めました。 【警察本部】 ○ バス、タクシー、トラックの運送事業者の関係団体を通じ、「事業用自動車の運転者に対する飲酒運転の防止等法令遵守の徹底について」の文書を発出し、飲酒運転防止の周知徹底をしました。 【中部運輸局三重運輸支局】
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者等 による取 組	(1) すべての 事業者に おける取 組 オ 飲酒運転 ゼロ宣言へ の取組	県が検討してい る飲酒運転 ^{ゼロ} 宣 言等に積極的に 取り組みます。	○ 県ウェブページで飲酒運転0(ゼロ)宣言事業所についての広報と募集を行いました。 ※ 令和2年度は応募事業所なし 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I 飲酒運転 防止のため の取組	3 事業者等 による取 組	(2) 飲酒運転 防止のため の安全運 転管理の 推進 ア 飲酒運転 防止意識 の向上	安全運転管理 者等の選任事 業所の使用者 及び管理者等 は、飲酒運転に 関する知識等 の浸透を図り、 飲酒運転防止 意識の向上に 努めます。	<p>○ 安全運転管理者講習や安全運転管理推奨像伝達式等において、県下の飲酒運転による事故の発生状況や悲惨さを伝えました。 【警察本部】</p> <p>○ 安全運転管理者等講習を県内 12 会場において、50 回実施し、7,852 名（正 6,654 名、副 1,198 名）に対し、飲酒運転の危険性・罪悪性を周知し、職域から家庭、地域への飲酒運転根絶意識の波及を図りました。</p> <p>○ 毎月 1 日発行の機関紙「みえANKAN」（発行部数毎月、6,860 部）にて飲酒運転根絶をはじめとする交通事故防止に関する情報を発信しました。</p> <p>○ 10 月 30 日に鈴鹿サーキット交通教育センターにおいて開催予定であった安全運転管理者等を対象とする交通安全教育「指導者トレーニング」については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。 【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p> <p>○ 三重運輸支局、三重県、警察本部とともに春、夏、秋、年末と四半期ごとに三重県バス協会事故防止委員会を開催し、飲酒運転防止を始めとする安全意識を浸透させるための教育を実施しました。 また事業所の経営者、運行管理者及び乗務員に対する安全意識向上の徹底等、事業者の社員教育の啓蒙にも努めました。 【(公社)三重県バス協会】</p> <p>○ 春・夏・秋及び年末の交通安全運動実施時期に、各事業者に対して事故防止（飲酒運転防止を含む。）について周知徹底しました。</p> <p>○ 新規タクシー運転者 87 名に対し、飲酒運転防止について指導しました。 【(一社)三重県タクシー協会】</p> <p>○ トラック運送事業所における乗務員の指導教育の徹底を図りました。</p> <p>○ 健康起因に特化した事故防止セミナーを行い、運行管理者等に対する指導を徹底しました。</p> <p>○ 運行管理講習の受講促進に取り組み、同講習内で飲酒運転防止意識の浸透を図りました。 【(一社)三重県トラック協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(2) 飲酒運転防止のための安全運転管理の推進 イ 飲酒運転の再発防止	従業員等からの申告等により飲酒運転による事故の発生を認知した事業所は、運転管理、運行管理の指導を徹底し、再発防止に努めます。	<p>○ 安全運転管理者等講習会を県内12会場において50回実施し、安全運転管理者等7,852名（正6,654名、副1198名）に対し、弁護士や学識経験者等部外講師が企業の安全運転管理の必要性・重要性の講話を行いました。 【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p> <p>○ 協会から各運送事業者に向けての発送物に「飲酒運転根絶」の要請文等を入れるなど、トラック運送事業所における乗務員の指導教育の徹底を図りました。 【(一社)三重県トラック協会】</p> <p>○ 各事業所において、乗務員だけでなく他の従業員に対するアルコールチェッカーによる飲酒検査や飲酒運転及び過労運転防止をはじめとする安全意識の向上のための社員教育を実施し、事故防止、運行管理者への安全意識の徹底等事業用自動車の安全な運行の確保に努めました。 【(公社)三重県バス協会】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(2) 飲酒運転防止のための安全運転管理の推進 ウ 交通安全機材の展示、貸出	三重県安全運転管理協議会は、安全運転管理者等講習会において交通安全機材を展示するとともにその貸し出しを行い、飲酒運転防止に向け交通安全機材の使用について事業者への関心を高めます。	<p>○ 酒酔い体験ゴーグルやアルコールチェッカー等を企業、事業所の希望に応じて無料で貸出し、事業所等における飲酒運転根絶意識の向上を図りました。 ※貸出実績 ・ 酒酔い体験ゴーグル 10事業所 12組 ・ アルコールチェッカー 1事業所1個 ・ 交通安全DVD 141事業所 244枚 【(一社)三重県安全運転管理協議会】</p> <p>○ 協会会員向けの飲酒運転防止に係る貸し出し用DVDを追加購入し、協会内の飲酒運転防止意識の高揚に努めました。 【(一社)三重県トラック協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(2) 飲酒運転防止のための安全運転管理の推進 エ アルコール検知器の使用の徹底	自動車運送事業者では、点呼等におけるアルコール検知器の使用の徹底を図ります。	<p>○ バス、タクシー、トラック運送事業者の合計27事業所に対して監査を実施し、アルコール検知器の設置状況や点呼の実施状況を確認するなど、飲酒運転防止の徹底を指導しました。</p> <p>【中部運輸局三重運輸支局】</p> <p>○ アルコール検知器の特性に応じた適正な管理、使用と日常の点呼で活用を周知するとともに機器の定期的な買い換え・更新の必要性を指導しました。</p> <p>○ 適正化事業、事業者巡回指導の際、点呼方法、アルコール検知器の使用について直接指導しました。</p> <p>【(一社)三重県トラック協会】</p> <p>○ 始業・終業点呼時にアルコールチェッカーによる飲酒検査を行い、始業点呼時にアルコール反応が出た場合は、数値が0になるのを確認できるまで運転させないよう各事業所に周知しました。</p> <p>【(一社)三重県タクシー協会】</p> <p>○ 乗務員に対するアルコールチェッカーによる飲酒検査を徹底しました。</p> <p>【(公社)三重県バス協会】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(3) 飲食店営業者における取組 ア 飲酒運転根絶のポスター等の掲示等	飲酒運転根絶のポスター等の掲示、車両の運転者には酒類を提供しない旨の掲出、メニュー等への啓発文書等の掲載に努めます	<p>○ 6月に開催した三重県生活衛生同業組合連合会理事会において、飲酒運転根絶への取り組みについて、すべての組合員に周知するよう要請しました。</p> <p>○ 店舗巡回訪問等において、各店舗における自動車運転代行もしくは公共交通機関利用の呼び掛け、及びハンドルキーパー運動普及への協力をお願いしました。</p> <p>【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(3) 飲食店営業者における取組 イ 来店者への声かけ等の実施	来店者への積極的な声かけ、運転代行業者の紹介、ハンドルキーパー運動の普及に努めます。	<p>○ 各地区交通安全協会が各警察署と連携し、管内の飲食店や事業所をそれぞれハンドルキーパー運動推進モデル店、モデル事業所に指定するなどして意識の高揚を図りました。</p> <p>【(一財)三重県交通安全協会】</p> <p>○ 店舗巡回訪問等において、各店舗における自動車運転代行もしくは公共交通機関利用の呼び掛け、及びハンドルキーパー運動普及への協力をお願いしました。</p> <p>【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】</p>
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(3) 飲食店営業者における取組 ウ 飲酒運転根絶気運醸成	飲食店営業者の組合等は、組合員等に対してハンドルキーパー運動への参加を促すとともに、会報誌への掲載などを実施し、条例の周知に努め、飲酒運転根絶の気運の醸成に努めます。	<p>○ 6月に開催した三重県生活衛生同業組合連合会理事会において、飲酒運転根絶への取り組みについて、すべての組合員に周知するよう要請しました。</p> <p>○ ハンドルキーパー運動推進モデル事業所への参加を呼びかけました。</p> <p>【(公財)三重県生活衛生営業指導センター】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(4) 酒類販売業者における取組 ア 飲酒運転根絶のポスター等の掲示等	飲酒運転根絶に関するポスター等の来店者によく見える場所への掲示に努めます。	○ 来店者への飲酒運転根絶の呼び掛けを行うため、店舗等への啓発用ポスター掲示を依頼するとともに酒類販売関係者にチラシを配布し啓発を行いました。 【三重県小売酒販組合連合会】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(4) 酒類販売業者における取組 イ 来店者への声かけ等の実施	車両利用の来店者が飲酒運転をするおそれがあると認められるときは、来店者に声かけをするなど、飲酒運転を防止するための取組に努めます。	○ 酒類販売管理研修時に、飲酒運転防止のための声かけ等の重要性を周知しました。 ○ 声かけの重要性の周知を予定していた中央会開催の酒類販売管理研修のコア講師講習及び県連合会等開催の酒類販売管理研修の講師講習は、新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となりました。 【三重小売酒販組合連合会】
I 飲酒運転防止のための取組	3 事業者等による取組	(4) 酒類販売業者における取組 ウ 飲酒運転根絶を訴える街頭啓発活動の実施	飲酒運転根絶を訴える街頭啓発等の実施に努めます。	○ 全国20歳未満飲酒防止月間中の4月3日～10日までの間、野村證券津支店店頭ショーウィンドウに「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅キャンペーン」の街頭広告（横断幕・大型ポスター）を掲示し、啓発を行いました。 ○ 4月14日に近鉄四日市駅前で開催予定であった四日市小売酒販組合及び各関係機関・団体関係者による「20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅キャンペーン」の街頭啓発活動は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止しました。 【三重県小売酒販組合連合会】 ○ 11月7日に津駅で実施を計画した「飲酒運転撲滅（根絶）キャンペーン」の啓発活動について、新型コロナウイルス感染症予防のため計画を変更し、三重県警察本部に依頼して各警察署、運転免許センターへの来庁者に対し啓発チラシ及び啓発物品（ティッシュ）を配布し、飲酒運転撲滅の啓発を行いました。 【(公社)三重断酒新生会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
II 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	(1) 小学校、中学校、高等学校における教育ア 学校教育活動全体を通じた指導	学習指導要領に基づき、教科、道徳、特別活動等の学校教育活動全体を通して、発達段階に応じた交通安全教育を実施し、児童生徒に、飲酒の身体への影響や飲酒運転の悪質性、危険性等について理解させるとともに、生命の大切さや思いやりの心、さらには、規範意識の醸成に努めます。	<p>○ 保健の学習等において、「飲酒運転の根絶」に関連する指導を行った(実施予定を含む)と回答した学校の割合は、小学校、中学校、高等学校(全日制)100%でした。 実施予定の学校の実施状況については、令和3年度の学校体育実態調査にて現状を把握します。 (令和2年度学校体育実態調査)</p> <p>○ 教職員への啓発 <小学校体育担当者> 体育担当者が集まる研修会(オンライン)で「飲酒運転0をめざす条例」の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。 (参加者:500名)</p> <p><中学校保健体育科教員> 保健体育担当者が集まる研修会(オンライン)において、保健分野に関する指導助言の中で、「飲酒運転0をめざす条例」の内容や趣旨について説明し、学校における飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。 (参加者:142名)</p> <p><高等学校保健体育科教員> 学校訪問や保健体育担当者が集まる研修会等において、科目「保健」に関する指導助言の中で、学校における「飲酒運転0をめざす条例」の内容や趣旨について説明し、飲酒運転根絶に関する教育の必要性を伝えました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校訪問(県立学校6校) ・ 元気アップ研修会(オンライン) (参加者:県立学校45名) ・ 三重県高等学校保健体育教育研究会中勢支部講習会 (参加者:22名) <p>○ 県立学校に対し、地区別生徒指導連絡協議会において、飲酒運転の根絶を目指す教育の必要性を伝えました。 【教育委員会事務局】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
<p>II 教育機関等による教育</p>	<p>1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進</p>	<p>(1) 小学校、中学校、高等学校における教育 イ 家庭・地域・関係機関との連携</p>	<p>子どもが飲酒運転の怖さや飲酒運転による交通事故の悲惨などを学校で学ぶだけでなく、家庭で保護者に話したり、一緒になって考えたりする機会が持てるよう、学校は、保護者懇談会や学校だより等を通じて保護者等に対し、周知・啓発に努めます。 また、飲酒運転根絶に向けた教育を充実するため、交通安全教室等において、飲酒運転の危険性について理解を深めるなど、飲酒運転根絶に向けた取組の充実に努めます。</p>	<p>○ 公立小中学校等及び県立学校に対して、「長期休業中における児童生徒の指導について（通知）」を通じ、飲酒運転の根絶に向けた児童生徒への指導の充実に努めました。</p> <p>○ 県立高等学校において、飲酒運転根絶に向けた交通安全教育を行った学校の割合は、全日制 100%、定時制 100% でした。</p> <p style="text-align: right;">【教育委員会事務局】</p>
<p>II 教育機関等による教育</p>	<p>1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進</p>	<p>(2) 生涯学習としての交通安全教育 ア 三重県交通安全研修センター等の活用</p>	<p>県は、三重県交通安全研修センター等を活用し、幼児から成人に至るまで、心身の発達段階に応じた体系的な交通安全教育を実施するなかで、あわせて飲酒運転防止の教育を実施します。</p>	<p>○ 三重県交通安全研修センターは、生涯学習としての交通安全教育を実施するにあたり、研修受講者の年齢に応じた飲酒運転防止等の研修を実施しました。</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部】 【(一財)三重県交通安全協会】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
II 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	(2) 生涯学習としての交通安全教育 イ 段階的、体系的な教育の実施	交通安全教育や飲酒運転防止教育は、交通社会の一員としての責任と自覚、交通安全意識及び交通マナーの向上に不可欠であり、生涯学習として成長過程にあわせて段階的、体系的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各警察署、警察学校において飲酒疑似体験ゴーグルの活用等による参加・体験型の安全教育を実施しました。 【警察本部】 ○ 地域の交通安全教育センターとして、県内の13教習所において、飲酒運転の防止等に関する講習会を146回、792人に対して実施しました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】
II 教育機関等による教育	1 段階的かつ体系的な飲酒運転防止教育の推進	(3) 高齢者に対する教育の推進	高齢者の交通安全教育を関係機関・団体と連携して実施するなかで、あわせて飲酒運転事故防止の教育を、交通安全教室、社会活動及び福祉活動や訪問指導の機会を通じて推進し、飲酒運転防止意識の普及を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者交通安全アドバイザー、地域交通安全活動推進員と連携して高齢者宅訪問活動を行い、飲酒運転根絶に向けた啓発活動を実施しました。 ○ 令和2年中、高齢者講習受講者61,315人(更新時講習：61,214人、臨時講習：101人)に対し、飲酒運転防止教育を実施しました。 【警察本部】 ○ 県内21教習所において、高齢者講習受講者に対し、飲酒運転防止教育を含む高齢者講習を実施しました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】 ○ 開催を予定していたセーフティ&エコドライブ研修会については、新型コロナウイルス感染症感染防止のため、中止しました。 【(一社)三重県自家用自動車協会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
II 教育機関等による教育	2 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	(1) 指定自動車教習所における飲酒運転防止教育の推進	公安委員会が指定する自動車教習所は、免許取得時の教育はもちろんのこと、免許取得後の運転者に対しても、飲酒運転防止教育を中心とした運転者教育に努めます。	○ 県内 21 教習所において、各運転免許の教習課程を卒業した 22, 179 人に対して、カリキュラムに基づき、飲酒運転防止の教習を行い、優良な初心運転者の育成に努めました。 【(一社)三重県指定自動車教習所協会】
II 教育機関等による教育	2 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	(2) 安全運転管理者講習を通じた若年者にも十分理解できる交通安全教育の推進	事業所は、安全運転管理者講習等を通じて、アルコールが運転操作に与える影響や重大な結果をもたらす飲酒運転の危険性、特に飲酒運転に起因する交通事故の悲惨さについて若年運転者が理解を深められる飲酒運転防止教育の推進に努めます。	○ 安全運転管理者等講習において、法令で定める管理者の業務を教示し、各事業所での飲酒運転根絶を含む交通安全教育・指導等の推進を図りました。 【(一社)三重県安全運転管理協議会】
II 教育機関等による教育	2 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	(3) 交通関係の団体、協会等による若年者に向けた効果的な運転者教育の推進	交通関係の団体、協会等は、それぞれの加盟する企業等の職員に対しては、若年者も理解を深めることのできる効果的な飲酒運転防止教育の推進に努めます。	○ 令和2年中、運転免許取得時講習受講者 124 人、初心運転者講習受講者 205 人に対し、飲酒運転防止教育を実施しました。 【警察本部】
II 教育機関等による教育	2 運転免許を取得する若年者に対する飲酒運転防止教育の推進	(4) 大学、専門学校における飲酒運転防止教育の推進	県は、大学、専門学校に飲酒運転防止教育の実施を依頼するとともに、飲酒を始める時期である若者(大学生等)に対する啓発活動を行います。	○ 津市内の大学生に対し、県下の飲酒運転の交通事故の発生状況や飲酒運転の危険性についての講義を行いました。 【警察本部】 ○ 20 歳未満飲酒防止強調月間(4月)を前に、県下 10 の大学、短期大学等の入学式に合わせて、20 歳未満飲酒防止等の小冊子(4,640 枚)を準備し、教職員から新入生への配布を依頼した。 【三重県小売酒販組合連合会】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
<p>III 飲酒運転の再発防止のための措置</p>	<p>1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動</p>	<p>(1) 効果的な広報啓発活動の推進</p>	<p>県は、警察、市町、関係機関・団体と連携して、飲酒運転0をめざし飲酒運転違反者等に対する再発防止教育やアルコール問題に関する知識の普及のため効果的な広報啓発活動を推進します。</p>	<p>○ 飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例の柱である「規範意識の定着」及び「飲酒運転の再発防止」について周知を図るため、マスメディア(テレビスポット放送、ラジオスポット放送)や、三重県公式YouTubeチャンネルで広報したほか、各種交通安全啓発活動で条例広報チラシ等の配布を行いました。 【環境生活部】</p> <p>○ 運送事業者に対する監査を行いました。 監査実施件数は27件で、処分件数は15件でした。 〈処分状況〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ タクシー事業者：2件 ・ トラック事業者：13件 <p>【中部運輸局三重運輸支局】</p>
<p>III 飲酒運転の再発防止のための措置</p>	<p>1 飲酒運転の再発防止に関する普及啓発活動</p>	<p>(2) 相談窓口設置による相談体制の整備</p>	<p>県は、「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」を設置し、飲酒運転を行うおそれのある者や家族等からの相談体制を整備し、事業者等からの求めに応じてアルコール問題の普及啓発活動を実施するほか飲酒運転の根絶に必要な情報提供を積極的に行います。</p>	<p>○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」の専門相談員が飲酒運転違反者及び家族等からのアルコール依存症に関する受診義務に係る相談及び要望等に対して、積極的な情報提供等を行い、受診の促進に努めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談件数 101件 <p>【環境生活部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
Ⅲ 飲酒運転 の再発防 止のため の措置	2 飲酒運転 の再発防 止のため の運転者 教育の推 進	(1) 効果的な 再教育と 講習実施 機関に対 する指導 ・監督	警察は、飲酒運 転違反者の危険 性を改善させるた めの効果的な再 教育を行うととも に、講習実施機 関に対する指導 及び監督を行い、 また講習指導員 に対する研修会 を随時開催する など、指導員の指 導能力及び資質 の向上を図りま す。	○ 行政処分の早期執行に努めた結果、令和2年中、飲酒運 転による免許取消し 289 人、免許停止 68 人の行政処分を 実施しました。 ○ 令和2年中、取消処分者講習受講者 430 人及び停止処分 者講習受講者 1,747 人に対し、飲酒運転防止教育を実施し ました。 ○ 講習実施機関の講習指導員に対し、飲酒運転防止教育の 徹底について随時指導しました。 【警察本部】
Ⅲ 飲酒運転 の再発防 止のため の措置	2 飲酒運転 の再発防 止のため の運転者 教育の推 進	(2) 運転適正 相談活動 の充実	警察は、運転適 正相談における 担当職員の資 質の向上を図り ます。	○ 新型コロナウイルスの影響により担当者研修会は開催 できませんでしたが、担当職員の資質向上を図るため、資 料の配布等により適切な相談対応について指導しました。 【警察本部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務	(1) 飲酒運転違反者に対するアルコール依存症に関する受診通知	県は、公安委員会から情報を得た飲酒運転違反者に対して、指定医療機関を記載した書面を添付して、受診の通知をするとともに、受診した旨の報告を求めます。 受診の通知にあたっては、あわせて飲酒運転とアルコール依存症の関係、多量飲酒習慣とアルコール依存症の関係についての情報提供を行います。	○ アルコール依存症に関する受診通知をする際、指定医療機関、アルコール依存症、多量飲酒、各相談窓口の情報を提供し、アルコール依存症等に関する正しい知識の周知と受診の向上に努めました。 【環境生活部】
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	1 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務	(2) 受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対する受診の勧告	受診の書面を送付したのち、60日を経過しても、受診した旨の報告がない飲酒運転違反者に対して、再度、受診するよう勧告します。 また、指定医療機関における受診しやすい環境整備等に努めます。	○ 受診通知の報告期限までに報告がない飲酒運転違反者に対して勧告を実施しました。 ・受診通知件数 381件 （うち報告数 151件 39.6%） ・勧告件数 224件 （うち報告数 44件 受診率 19.6%） ・合計報告件数 195件 受診率 51.2% （令和3年7月15日時点） 【環境生活部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(1) 県の取組ア アルコール依存症に関する正しい知識の普及等	アルコール依存症患者等の早期発見のため、アルコール依存症に関する正しい知識の普及を図るとともに、家族、事業者など周囲の者に対し、適切な対応方法について啓発に努めます。	<p>○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」への飲酒運転違反者及びその家族等からの相談に対し、アルコール依存症の正しい知識の普及に努めるとともに、医療機関や他の相談窓口等の教示に努めました。 【環境生活部】</p> <p>○ 開催を予定していた三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に係る指定医療機関会議・研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。 【医療保健部】</p>
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(1) 県の取組イ 「三重県アルコール健康障害対策推進基本計画」の策定と問題解決と予防に対する各機関の連携等	アルコール健康障害対策基本法に基づく「三重県アルコール健康障害対策推進計画（仮称）」を策定し、アルコール関連問題が円滑に解決・予防できるよう、事業者、医療機関、行政機関等の連携を図り、総合的かつ計画的な取組を進めます。	<p>○ 「三重県アルコール健康障害対策推進計画」に基づき、三重県精神保健福祉審議会アルコール健康障害対策推進部会を開催（書面）し、計画の進捗管理状況の情報共有等を行いました。</p> <p>○ 12月1日に道の駅津かわげにおいて、関係機関・団体と連携してパンフレットを配布し、街頭啓発を行いました。</p> <p>○ 健康推進課ツイッターにて「アルコール関連問題啓発週間」についての投稿をしました。 【医療保健部】</p> <p>○ アルコール依存症者の回復のため、医療機関、行政と連携し、アルコール依存症の正しい知識の普及、周囲の適切な対応の周知を広めるための研修会の開催や啓発資料の配付等の行事を計画しましたが、新型コロナウイルス感染症予防の為、全て中止しました。</p> <p>○ 三重刑務所が実施する「アルコールに関する教育」に、年間5回講師を派遣し、アルコール依存症の正しい知識及び飲酒運転防止に関する教育を行い、アルコール依存症者の回復に努めました。 【(公社)三重断酒新生会】</p>
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(1) 県の取組ウ 保健所におけるアルコール依存症に関する正しい知識の普及等	保健所等において、アルコール依存症者とその疑いのある者や家族、事業所など周囲の者からの相談を受け、アルコール専門医療機関へつなげるなどの支援を行います。また、治療の継続を促進するために自助グループ活動等への支援を行います。	<p>○ 保健所や三重県こころの健康センターにおいて、アルコール関連問題に関する相談を実施しました。</p> <p>※ 相談受理状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来所相談：延べ23人 ・ 訪問相談：延べ31人 ・ 電話相談：延べ280人 <p>【医療保健部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(2) 本人・家族の取組	県に設置する「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」での相談を活用し、必要に応じて保健所、三重県こころの健康センター等の相談機関、アルコール専門医療機関等の利用に努め、家族は、本人が県から受診通知を受け取ったことを知ったときは、必ず、指定医療機関での受診を促すほか、上記相談窓口へ相談等するように努めます。	○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」について、県ウェブページへ掲載し、飲酒運転をするおそれのある者及びその家族等が相談しやすいように広報を行いました。 また、飲酒運転違反者等からの相談に対し、必要に応じ関係機関・団体の相談窓口等の教示に努めました。 【環境生活部】
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(3) 事業者の取組	従業員の飲酒行動の変化や健康診断などからアルコール依存症及び多量飲酒等の早期発見に努めるとともに、アルコール依存症及び多量飲酒等が発見された場合には、産業医、衛生管理者等による保健指導の実施や適切な県の相談機関、医療機関につなげるよう努めます。	○ 職員の健康診断や保健指導等を行いました。 【環境生活部】 【警察本部】

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(4) 警察の取組 ア 運転免許関係手続きにおける受診の促進	運転免許証の取得、更新時及び飲酒運転違反者に対して運転免許証を返還する際に、アルコール依存症であることを申告した者には、アルコール依存症の早期治療を促し、受診義務対象者には受診を促します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転免許取得時及び更新時に受理する質問票に基づいて個別聴取を行うことで、アルコール依存症の把握に努めるとともに、申告がある申請者に対し、医療機関での受診を助言しました。 ○ 飲酒運転により停止処分を受けた者に対し、運転免許証返還時の受診促進に努めました。 <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(4) 警察の取組 イ 交通安全講習等における相談、受診の促進	交通安全講習等(取消処分者講習・停止処分者講習等)の場において、質問票を活用するなどして、問題飲酒行動のある人の把握に努め、すみやかな相談、受診につなげます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和2年中、飲酒取消処分者講習受講者226人に対し、アルコール・スクリーニングテストを実施しました。 ○ 令和2年中、対象者はいませんでした。アルコール依存程度が強い者を認知した場合に、関係機関と連携し、医療機関での受診を促す体制の構築に努めました。 <p style="text-align: right;">【警察本部】</p>
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(5) 医療機関の役割 ア アルコール依存症の治療にあたる医療機関の連携	アルコール依存症患者にはうつ、幻覚等の精神症状や肝臓障害、高血圧、糖尿病等の身体障害が存在する場合がありますので、アルコール依存症の治療にあたっては、一般科医療機関、精神科医療機関及びアルコール専門医療機関において相互に連携するように努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各保健所において、地域精神保健福祉連携会議を開催、地域における諸課題について協議しました。 ※ 連携会議実施回数：16回 ○ 治療拠点機関が保健・医療・福祉関係者等を対象とした「三重県アルコール依存症専門医療機関及び治療拠点機関介入講座」を開催し、医療提供体制の強化と人材育成の推進に務めました。 <p style="text-align: right;">【医療保健部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(5) 医療機関の役割 イ アルコール関連問題等の正しい知識の普及	受診の結果、アルコール依存症でない者についても、多量飲酒習慣などの「危険な飲酒」行動のある者について、医師は診療マニュアル等を活用して節酒や適正飲酒、アルコール関連問題についての正しい知識が得られるよう働きかけを行います。	○ 「飲酒運転違反者への診療マニュアル」の活用にあたり、開催予定であった「飲酒運転0（ゼロ）条例に係る指定医療機関会議」について、新型コロナウイルス感染症の影響により中止しました。 【医療保健部】
IV 飲酒運転違反者のアルコール依存症に関する受診義務とアルコール依存症及びその疑いのある者への対策	2 アルコール依存症の早期発見、早期受診のための取組	(6) 自助グループの取組	自助グループは、断酒継続のために、酒害についての理解の促進や、本人や家族と共に支え合い、医療機関やその他支援機関が担えない部分を補完するとともに、回復や希望をもたらすように努めます。	○ 県下各地において酒害相談員が電話で「アルコール依存症及び飲酒運転」に関する相談の対応を行いました。 ※ 相談実施件数 19件 三重断酒新生会入会者 9名 ○ 三重県からの委託事業として、飲酒運転防止意識の普及につながるアルコール依存症の早期発見、治療に関するフォーラムの開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症予防の為、開催を中止しました。 【(公社)三重断酒新生会】

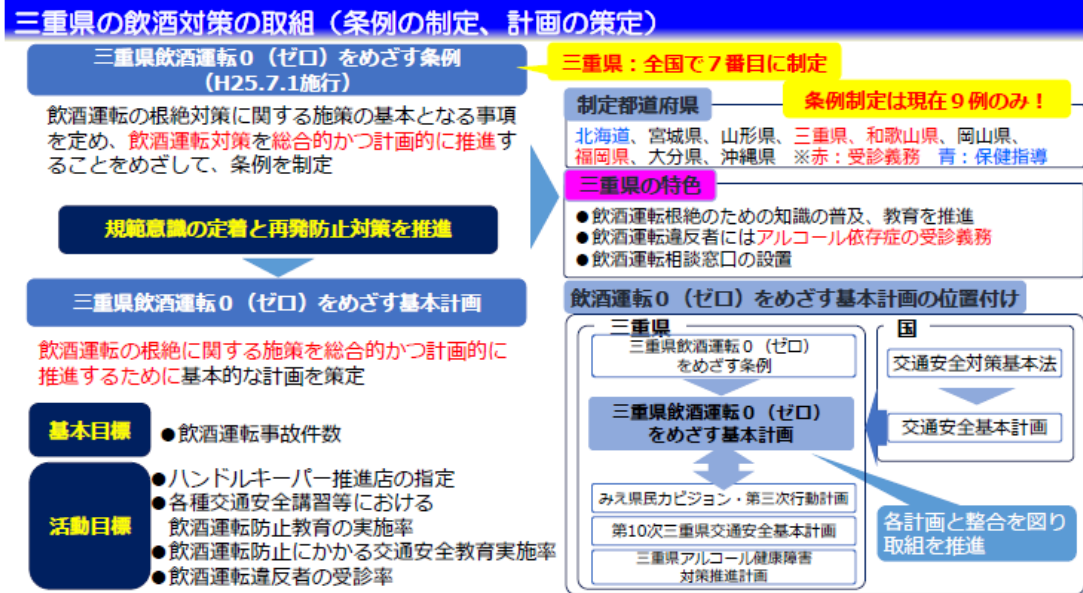
大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
<p>V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり</p>	<p>1 県内各関係機関・団体による県民総ぐるみの運動の推進</p>		<p>県は、関係機関・団体と協力して、飲酒運転根絶のための施策を総合的かつ計画的に推進します。</p>	<p>○ 12月1日に「道の駅津かわげ」にて関係機関・団体と連携し、飲酒運転0(ゼロ)をめざす啓発イベントを開催しました。</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部】 【医療保健部】 【(一財)三重県交通安全協会】 【警察本部】 【(公社)三重断酒新生会】</p>
<p>V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり</p>	<p>2 相談体制の確立</p>		<p>県は、平成26年4月に設置した「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転をした者、飲酒運転を行うおそれのある者やその家族等からの相談に応じ、他の機関と連携を図りながら、受診等につなげるよう努めます。</p> <p>また、相談窓口では、事業者、特定事業者からの相談に応じて講習等の情報提供に努めます。</p>	<p>○ 「飲酒運転とアルコール問題相談窓口」において、飲酒運転違反者やその家族等からの相談に対応しました。</p> <p>また、関係機関等と連携し、相談内容に応じた相談窓口の教示にも努めました。</p> <p>※ 相談件数 101件</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部】</p>
<p>V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり</p>	<p>3 情報提供</p>		<p>飲酒運転防止に関する専門機関などと連携して、飲酒運転の再発防止等のための各種情報を適宜、積極的に提供します。</p>	<p>○ 関係機関・団体が開催する各種会議や、啓発活動の場において、資料等を配布して幅広い情報提供を行いました。</p> <p style="text-align: right;">【環境生活部】</p>

大項目	中項目	小項目	計画書の本文	令和2年度中の主な取組状況
<p>V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり</p>	<p>4 飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日</p>		<p>県は、毎年12月1日の飲酒運転^{ゼロ}をめざす推進運動の日にあわせ、飲酒運転根絶についての理解と関心を深めるための行事を実施します。</p>	<p>○ 12月1日に、道の駅津かわげにおいて、キャンペーンを行い、来訪者に対し、啓発物品、啓発チラシ等200個を配付し、飲酒運転の根絶を呼び掛けました。 【環境生活部】 【医療保健部】 【警察本部】 【(一財)三重県交通安全協会】 【(公社)三重断酒新生会】</p>
<p>V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり</p>	<p>5 表彰</p>		<p>県は、飲酒運転根絶の取組に関して、従業員教育の推進や、ハンドルキーパー運動への参加などの施策を積極的に推進するなど、顕著な功績のあった個人、団体、事業所、店等に対し、交通安全県民大会において表彰等を行います。</p>	<p>○ 令和2年度「飲酒運転根絶に関する功労者表彰」として個人1名を表彰し、飲酒運転根絶の機運を高めました。 【環境生活部】</p>
<p>V 総合的かつ計画的に施策を推進するためのしくみづくり</p>	<p>6 実施状況の報告と公表</p>		<p>この基本計画に基づく実施計画と施策をとりまとめ、その実施状況について、毎年1回、「飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告」を作成して議会に報告するとともに、三重県公式ウェブサイトで公表します。</p>	<p>○ 第2次基本計画^{ゼロ}に基づく実施計画と施策をまとめ、「令和2年度飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告」を作成し、議会でも報告します。また、同内容を県公式ウェブサイトでも公表します。 【環境生活部】</p>

参考資料

1 令和2年10月1日 三重県知事定例会見

「『飲酒運転0(ゼロ)をめざす条例』の取組成果」



三重県の具体的な取組

アルコール依存症の受診義務

目的

- アルコール依存症の**早期発見**
- アルコール依存症者による**再犯未然防止**

取組概要 受診義務は全国でも3例のみ！

- 飲酒運転違反者へ**受診義務通知**を発出
- 期限までに報告がない場合**受診勧告実施**

受診率

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1
受診率	45.2%	43.7%	37.8%	42.0%	46.8%	47.3%

※他県受診義務の事例（福岡県：受診率58%（H30年度））
 ※保健指導の勧奨事例（北海道：受診率0.5%（H30年度））と比較して**相当高水準**

アルコール健康障害対策推進計画

条例に基づく医療機関の指定

指定医療機関数(R2.7.1時点)

施設数	
精神科病院	9
精神科を標榜する診療所	3
精神科以外の病院・診療所	21
総計	33

医療機関指定研修、技術向上研修および指定医療機関会議を開催

人材の育成・啓発

アルコール関連問題啓発フォーラムinみえ

- ・医療機関との連携強化研修会
- ・「アルコール救急多機関連携マニュアルを県内134機関配布
- ・こころの健康センターによる「アルコール依存症」講演会
- ・「アルコール関連問題啓発フォーラムinみえ」

団体、事業者団体等の取組

関係者連携による三重モデルの取組

アルコール健康障害対策等の先進県！

- 一般医と精神科医が連携したアルコール健康障害患者への対処
- 総合病院、保健所、警察、アルコール専門医療機関等が連携したアルコール救急対応の実施

アルコール健康障害対策基本法(H25年) 制定の必要性根拠に！



オール三重の連携！

事業者団体の活動

三重県バス協会、三重県トラック協会等の取組



運行前の飲酒検知

- 従業員に対する飲酒運転防止教育の実施
- アルコールチェッカーを使用した飲酒検知

三重県小売酒販組合連合会の取組



未成年者飲酒防止啓発

- 同組合員による酒類販売店への啓発、ポスター掲示、チラシ配布
- 津駅、四日市駅で未成年者飲酒防止啓発

三重県安全運転管理協議会の取組



飲酒運転防止啓発ブース

- 安全運転管理者講習会等において、飲酒ゴーグル体験等、各種交通安全機材の貸出等
- 事業者への飲酒運転防止意識の普及啓発

三重断酒新生会の取組

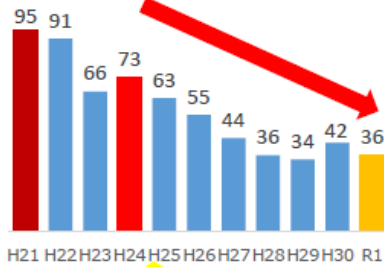
- アルコール依存症からの脱却を目的とした講演会や勉強会の開催
- 一般県民に対しても飲酒運転根絶に向けた教育・啓発活動の実施



飲酒運転根絶啓発

飲酒運転事故の推移

三重県

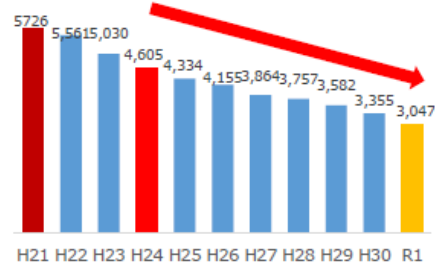


条例制定

直近10年間で62.1%減少

条例施行後7年間で50.7%減少

全国



直近10年間で46.8%減少

7年間で33.8%減少

いずれも長期的には減少傾向にはあるが、
条例制定後の三重県の減少率は全国平均を1.5倍も上回る！

各年都道府県ランキング（登録自動車10万台あたり飲酒運転事故件数）

各県を同一の指標で比較

条例制定

直近5年連続ベスト5！

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
1	大分県	岐阜県	岩手県	島根県	静岡県	山形県	岩手県	鳥取県	三重県	山形県	岩手県
2	秋田県	鳥取県	富山県	山口県	秋田県	鳥取県	秋田県	三重県	大分県	岩手県	新潟県
3	福井県	大分県	山口県	鳥取県	岩手県	岩手県	大分県	岩手県	秋田県	山口県	島根県
4	富山県	岩手県	島根県	秋田県	鳥取県	富山県	静岡県	秋田県	石川県	新潟県	鳥取県
5	山口県	東京都	三重県	石川県	神奈川県	秋田県	三重県	島根県	徳島県	三重県	三重県



8三重県 8三重県

17三重県
20三重県

16三重県

大きく改善！

全国2位

直近5年間トータル

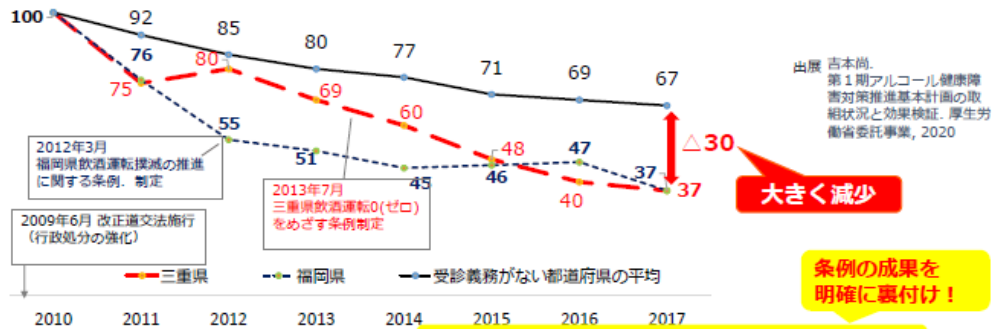
	県名	5年平均値
1	岩手県	2.37
2	三重県	2.54
3	秋田県	2.68
4	山形県	2.98
5	島根県	3.04

全国平均値4.32件

直近5年連続でベスト5に入っているのは全国でも三重県のみ！
→「オール三重」での取組成果！

飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例に基づく取組の検証と今後の取組

三重県、全国、福岡県の飲酒運転事故数の変化（2010年を100とした指数）



三重県、福岡県とも大幅に減少！

今後の取組の方向性

- 飲酒運転が少ない全国トップ県に！
- 再犯防止策、民間事業者等関係団体と連携した取組推進！

第3次三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす基本計画策定
→更なる改善をめざしオール三重で「安全で安心な三重」を実現！

飲酒運転0(ゼロ)をめざして



県内の飲酒運転事故は全国を上回るペースで減少しています！

飲酒運転事故件数の推移

H21年度の事故件数を100とした場合



H25.7 条例制定

今後の方向性

- 飲酒運転が少ない全国トップ県に！
- 再犯防止策、民間事業者等関係団体と連携した取組推進！

登録自動車10万台当たり 飲酒運転事故件数

年度	全国	三重県	順位
H27	4.78	2.93	5位
H28	4.62	2.38	2位
H29	4.36	2.24	1位
H30	4.10	2.76	5位
R01	3.72	2.36	5位
5年平均	4.32	2.34	2位

直近5年連続のベスト5入りは
三重県のみ！

「オール三重」での
取組成果！

2 三重県交通対策協議会 飲酒運転^{ゼロ}をめざす部会の構成

「三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす基本計画」に基づき、三重県交通対策協議会に設置した「飲酒運転^{ゼロ}をめざす部会」は、下記の推進機関で構成されています。

番号	推 進 機 関 名
1	三重県環境生活部くらし・交通安全課
2	三重県医療保健部健康推進課
3	三重県教育委員会事務局保健体育課
4	三重県警察本部交通部交通企画課
5	国土交通省中部運輸局三重運輸支局
6	一般財団法人三重県交通安全協会
7	一般社団法人三重県自家用自動車協会
8	一般社団法人三重県安全運転管理協議会
9	一般社団法人三重県指定自動車教習所協会
10	一般社団法人三重県タクシー協会
11	一般社団法人三重県トラック協会
12	公益社団法人三重県バス協会
13	公益財団法人三重県生活衛生営業指導センター
14	公益社団法人三重断酒新生会
15	三重県小売酒販組合連合会

令和2年〔2020〕年版

三重県飲酒運転^{ゼロ}をめざす年次報告書

令和3(2021)年 10月発行

三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

TEL 059-224-2410 FAX 059-224-3069

E-mail: seikotu@pref.mie.lg.jp